



平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社桧家ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 近藤 昭
 (コード番号：1413 東証第二部)
 問 合 せ 先 取締役総合企画部長 島田 幸雄
 電話番号 (03) 5224-5121

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 23 日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

この度、設立 30 周年の節目を迎え、商号変更により、1つの企業グループとして一体感を醸成し、さらなる相互協力体制の構築を目的として商号を「株式会社桧家ホールディングス」から「株式会社ヒノキヤグループ」に変更することといたしました。今後、当社グループのブランド力を強化するとともに、グループ一丸となって、一層の業容拡大に努め、持続的成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 新商号

株式会社ヒノキヤグループ (英文：Hinokiya Group co.,Ltd.)

(3) 変更予定日

平成 30 年 4 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

「1. 商号の変更について」に記載のとおり商号を変更すべく、現行定款第 1 条 (商号) を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社桧家ホールディングスと称し、英文では、 <u>Hinokiya Holdings</u> Co.,Ltd. と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ヒノキヤグループと称し、英文では、 <u>Hinokiya Group</u> Co.,Ltd. と表示する。
第 2 条～第 42 条 (条文省略) (新設)	第 2 条～第 42 条 (現行どおり) <u>附則</u> 第 1 条 (商号) の変更は、平成 30 年 4 月 1 日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第 1 条の効力発生日の経過をもってこれを削除する。

以 上